

放射線科学

## 緩和される医学物理士認定資格

田伏 勝義

尾内、飯沼、田中、梅垣先生などの諸先輩のお骨折りで日本医学放射線学会による医学物理士認定制度が1987年に発足し、その秋に第1回認定試験が東京医科歯科大学で行われた。当初は時限立法的な受験資格のもとに約70数名の医学物理士が認定され、現在は120名位の方が認定されている。日本医学放射線学会に制度を認めてもらうためにかなり厳しい認定資格が設定され、我々への叱咤激励をこめた条文となっていた。また、認定された後もそれに甘んじることなく医療などに貢献しているかどうかの評価を行うために、数年に一度の業績評価が日本医学放射線学会医学物理士認定委員会（今村恵子委員長）により行われている。現在、第5回分の平成12年4月より平成14年3月の間の業績評価および更新認定作業が行われている。また、途中で設けられた医学物理士の永年資格は認定制度規定10条により申請して認定されれば得られ、それ以後は業績評価を免除される。これまでに、何度か細かな改定が行われたが、今までの認定資格は厳しすぎるという考えの方も多く、今回大幅に改定されることになった。

新制度は今春以降に適用される。改定された認定制度規定の抜粋を関係する方々から入手できたので参考までに後に掲載する。大きな違いは何点かあり、一つは認定試験と認定が分離され、臨床経験がなくても認定試験を受験できるようになる。試験合格後2年の臨床経験を経た後で、日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱に従った業績評価の合計が30単位以上であり、しかも認定試験合格後5年以内であれば医学物理士としての認定審査を受けることができる。2番目は、受験に際し今までは日本医学放射線学会の会員でなくてはならなかったが、改定後は日本医学物理学会正会員であれば受験できる。認定試験合格後に日本医学放射線学会に入会させて貰えるようになり、必要な条件がそろっているなら入会后に認定されることになる。新制度が施行されると保健学科の修士の学生は卒業前に認定試験を受験できるようになり、必要な臨

床経験年数が満たされたなら、申請して認定審査を受け、医学物理士になる事ができる。認定試験と認定を分離することにより、修士の学生に大きく門戸が開かれた事になる。3番目は診療放射線技師として5年以上の臨床経験があれば受験資格が与えられ、多くの方が認定試験を受験できる様になる。また、受験希望者が多い年は受験準備のための「医学物理学講習会」が夏に関東または関西において有料で開催されている。費用の関係で希望者が少ないと開催されないが、ここ2年間は東京で開催された。関係者の話によると徴収した費用は会場費や講師への謝礼に当てられ、10名以上の希望者がいれば開催が可能の様である。

執筆の話を頂いた時、大学における今後の教育関係について何か書けないかとのことでしたが、急遽内容を題の如く替えさせて頂いた事をお断りいたします。予てから医学物理士認定制度を改定しようという動きがあり、日本医学放射線学会と調整がつき改定作業が終了した事を知りました。私自身どこまで進んでいるのか全く知らずにいたのですが、改定された制度が学会誌に掲載されると日本医学放射線学会医学物理士認定委員の方から数日前に伺いました。今まで現場の放射線技師の方から医学物理士になりたいのですがと相談的な話を持ちかけられても、「業績があり、過去には認定された技師の方がおられますよ」と事実を伝えるだけであった。今後は臨床経験さえあれば受験資格が与えられるので、多くの方が「医学物理学講習会」に参加して受験される事が予想され、またそれを期待したいと思います。

独法化を含めた大学における今後の教育関係については詳しい先生がご執筆して下さいと思いますので、これで今回の任を終らせて頂きます。

(名古屋大学医学部教授・保健学科放射線技術科学専攻)

#### 資料

以下は抜粋したものを関係者から入手したものの一部であり、正式には今後学会誌などに掲載されたものをご参照下さい。

## 日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定（抜粋）

### 目 的

第1条 医学物理士認定制度規定は、医学物理士を認定することにより、放射線医学の物理的・技術的課題に携わりその遂行に先導的役割を担う者の質の向上と維持を図り、もって医学及び医療の発展に貢献するとともに、ここに認定する医学物理士の専門的地位を確立することを目的とする。

### 医学物理士の認定と名称

第2条 日本医学放射線学会（以下、学会という）は、第3条に規定する資格を有し、学会の実施する医学物理士認定試験（以下、認定試験という）に合格し、その後第4条の規定に従って認定を申請した者に対して「医学物理士」の認定証を授与する。

2. 医学物理士の認定は、医学系修士課程修了又はそれと同等と認められる学識経験者を対象として行うもので、放射線診療の場において、主として理工学面から医学及び医療の発展に貢献しうる素養を有することを、学会が公認するものである。

### 認定試験の受験資格

第3条 日本医学物理学会正会員で、次の各号のうちの1条件を満たす者に受験資格を与える。

- 1) 理工農薬学修士または博士で、医学における経験年数1年以上の者
- 2) 理工農薬学士で、医学における経験年数3年以上の者
- 3) 放射線技術系もしくは放射線医学物理系の修士または博士（取得見込みを含む）
- 4) 放射線技術系の学士で、医学における経験年数2年以上の者
- 5) 診療放射線技師で、医学における経験年数5年以上の者
- 6) 医師・歯科医師で、医学における経験年数1年以上の者
- 7) 医師・歯科医師以外の医歯学博士で、医学における経験年数1年以上の者

2. 前項の規定に拘らず学会が認めた者に受験資格を与える。

### 認定の申請資格

第4条 認定試験に合格した日本医学放射線学会正会員および日本医学物理学会正会員で、過去2年間に日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱に従った業績評価の合計が30単位以上であり、次の各号のうちの1条件を満た

す者で合格後5年以内の者に認定の申請資格を与える。

- 1) 理工農薬学修士または博士で、医学における経験年数3年以上の者
- 2) 理工農薬学士で、医学における経験年数5年以上の者
- 3) 放射線技術系もしくは放射線医学物理系の修士または博士で、医学における経験年数2年以上の者
- 4) 放射線技術系の学士で、医学における経験年数4年以上の者
- 5) 診療放射線技師で、医学における経験年数7年以上の者
- 6) 医師・歯科医師で、医学における経験年数3年以上の者
- 7) 医師・歯科医師以外の医歯学博士で、医学における経験年数3年以上の者

認定試験の実施

第6条 認定試験は、毎年1回以上実施するものとする。

2。認定試験は、医学物理士として必要な解剖学、生理学、病理学、放射線診断学、放射線生物学、放射線基礎物理学、放射線防護、放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、放射線測定、情報処理、放射線関連法規及び勧告について行う。

-----

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定施行細則（抜粋）

（目的）

第1条

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定（以下、規定という）の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、本施行細則（以下、細則という）に従うものとする。

第2条 規定第3条および第4条の医学における経験とは、基礎および臨床におけるものならびに医用設備および装置の開発・研究に関するものとする。